

沖縄及び北方問題をめぐる最近の動向と国会論議

第一特別調査室 まつもと ひでき
松本 英樹

沖縄と北方領土をめぐる問題については、これまで各般の施策が講じられてきた結果、解決してきた事項が多くある一方で、普天間飛行場の移設・返還をはじめとする基地問題やロシアとの平和条約締結問題など、なお懸案も存在する。第 165 回国会（臨時会）では、これまでの小泉首相に代わり、新たに安倍晋三衆議院議員が衆参両院の本会議で首相に指名された。今後、安倍首相の下で、こうした懸案に対し、どのような取組がなされていくかが注目される。本稿では、沖縄の基地と振興及び北方領土問題をめぐる最近の動向を紹介するとともに、第 165 回国会の主な国会論議を振り返ってみたい。

1. 沖縄の基地問題をめぐる最近の動向と国会論議

(1) 米軍再編と沖縄

在沖米軍の兵力構成の見直しについては、米軍再編の一環として、これまで日米安全保障協議委員会（以下「2+2」という。）において検討がなされてきた。特に、1996（平成 8）年 12 月の S A C O 最終報告¹で移設・返還を合意しながら具体的な進展が見られなかった普天間飛行場や、在沖米海兵隊の削減等が焦点とされた。2006（平成 18）年 5 月 1 日、「2+2」において、兵力態勢再編の具体的施策を実施するための計画として「再編実施のための日米ロードマップ」（以下「最終取りまとめ」という。）が合意されるに至ったが、沖縄における再編については、普天間飛行場の移設・返還、在沖米海兵隊員とその家族のグアムへの移転、嘉手納飛行場以南の人口が集中している地域の相当規模の土地の返還などを行うとされた²。

第 165 回国会では、在沖米軍の兵力構成の見直し、沖縄の基地負担軽減につながっていくものになるか問われ、麻生外務大臣は、「在日米軍の抑止力を維持しつつ、普天間の移設、海兵隊員の沖縄からの退去等々を含め、いわゆる地元の軽減負担をいかに成立させるか腐心した。沖縄の県民負担の軽減に大いにこだわった結果として削減につながった」との認識を強調した³。また、最終取りまとめでは、米軍の対空誘導弾パトリオット P A C - 3 が、日本における既存の米軍施設・区域に展開することが合意されており、06（平成 18）年 10 月に嘉手納基地への配備が行われた。パトリオット P A C - 3 の嘉手納基地への配備について、麻生外相は、「既存の米軍施設や区域の中から、地域防衛の必要性や抑止力の維持を考えて、総合的に勘案した結果、嘉手納に配備するとの決定に至った。弾道ミサイルの脅威から日本の、特に沖縄を防護するために配備される純粋に防御的なシステムと理解している。したがって、この防御的システムの配備により、在沖米軍の抑止力は維持されることは当然で、沖縄はもちろんのこと、全国の安全に資することになると理

解している」との見解を示した⁴。

(2) 普天間飛行場移設問題

普天間飛行場の移設・返還は、SACO最終報告において、今後5～7年以内に全面返還することが明記され、1999(平成11)年11月に、沖縄県の稲嶺知事(当時)は、代替施設をキャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域に建設することを決定した。しかしながら、地元における建設反対運動の高まりなどにより、移設・返還作業の調整は難航し、膠着状態が続いていた。

こうした中、2005(平成17)年10月29日、日米両政府は、「日米同盟：未来のための変革と再編」(共同文書)において「キャンプ・シュワブの海岸線の区域とこれに近接する大浦湾の水域を結ぶL字型に普天間飛行場を設置する」との移設案に合意したが、飛行ルートが移設先近辺の住宅地上空にかかり危険であることなどから、地元名護市をはじめとする関係自治体から修正要望がなされた。この結果、06(平成18)年4月7日、政府(防衛庁)と名護市との間で、地域住民の安全に配慮した飛行ルートとして、滑走路を着陸用と離陸用の2本、V字形に設け、周辺住民の生活の安全、自然環境の保全、同事業の実行可能性に留意して建設するといった「普天間飛行場代替施設の建設に係る基本合意書」が交わされた。この合意を踏まえ、同年5月1日、日米両政府は、普天間飛行場代替施設について、キャンプ・シュワブ区域にV字形に2本の滑走路を建設する新たな移設案に合意した⁵。同年5月30日には「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」閣議決定がなされ、「5月1日に承認された案を基本として、早急に代替施設の建設計画を策定するものとする。具体的な代替施設の建設計画、安全・環境対策及び地域振興については、沖縄県及び関係地方公共団体と協議機関を設置して協議し、対応する。これに伴い、「普天間飛行場の移設に係る政府方針」(1999(平成11)年12月28日閣議決定)は廃止する」とされた⁶。

これに対し、稲嶺知事(当時)は、政府と県、関係自治体による事前の協議が十分に行われぬまま新たな移設案や閣議決定が頭越しになされたことは極めて遺憾との「知事コメント」を表明する一方、キャンプ・シュワブ基地内兵舎地区の一部に暫定ヘリポート建設を検討することを、対応の一つとして、政府に求めるなどした。こうした政府と沖縄県との認識の相違から、閣議決定に基づく協議機関の早期設置は難しいとみられたが、稲嶺知事(当時)と額賀防衛庁長官(当時)との会談などを通じ調整が図られ、同年8月29日に「普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会」が設置され初会合が開催された。

この後、同年11月の沖縄県知事選挙で、仲井眞候補が当選し、稲嶺県政を継承することとなった。同年11月29日に行われた久間防衛庁長官と仲井眞氏との会談において、仲井眞氏は、選挙公約に掲げた「普天間飛行場の危険除去のため、3年以内の閉鎖状態」について要請したのに対し、久間防衛庁長官は、「危険性の除去という気持ちはわれわれも一緒だ。何とか返還させたい。協議会などで協力していきたい」旨発言している⁷。

第165回国会では、普天間飛行場の移設をめぐる新たな日米合意案と沖縄への対応について、安倍首相は、「沖縄県民が県外移設を希望していることを念頭に置きつつ、抑止力

の維持と地元の負担軽減の観点から、日米間で精力的に協議を行った。その結果、代替施設は沖縄県内に建設する必要があるとの認識に至った。政府として、今後とも、沖縄県など地元の切実な声に耳を傾け、地元振興策などにもしっかりと取り組むことにより、普天間飛行場の早期移設・返還に努めていく」との認識を示した⁸。普天間飛行場の移設・返還に向けた取組について、高市沖縄及び北方対策担当大臣は、「新たに設置された協議会などの場で、沖縄との橋渡し役を務めていきたいと考えている。跡地対策、北部振興、基地所在市町村の振興についても、地元の要望を踏まえながら着実に推進する」との考えを示した⁹。また、V字形滑走路の建設と、運用に関わる進入灯の設置について、日米間でどのような協議が進められているのか問われたのに対し、久間防衛庁長官は、「アメリカと合意しているのはV字形で、住宅の上は飛ばないこと。進入灯をどのようにつけるかは、よく研究して見なければならぬ」との認識を示したが¹⁰、同年12月4日の日米両政府の外務、防衛当局による審議官級協議において、米軍機の着陸を補助する進入灯の設置を2か所に限定する合意がなされ、緊急時などは例外的に双方向飛行もやむを得ないとの認識を共有するに至ったとされる¹¹。これにより米軍機が住宅地上空を飛行する可能性も残されることとなった。

なお、普天間飛行場の移設と北部振興策との関連について、高市担当相は、昨年10月に沖縄県へ初訪問した際、記者会見で、「早期に返還移設をするのが大前提。協議会の了承に基づき、円滑に協議が進む前提で、精一杯北部振興策に力を入れていきたい。全く移設問題は進まないのに、北部振興は国で受けるという形には残念ながらならない」旨述べ¹²、その後も、「基地移設と北部振興との関連は否定できない」との認識を示していたが¹³、報道によれば、政府は、仲井眞氏の当選を踏まえ、昨年5月の閣議決定でいったん廃止した北部振興策（2000年度から10年間で1,000億円）について、あくまでも「県土の均衡ある発展」を目的とした施策であることから、継続の方向で調整し、来年度予算原案では、これまで同様100億円が計上されることとなった¹⁴。

（3）在沖米海兵隊の兵力削減とグアムへの移転

2006（平成18）年5月、「2+2」でまとめられた最終取りまとめでは、現在、沖縄に駐留している約8,000名の在沖米海兵隊員（第3海兵機動展開部隊の要員）と、その家族約9,000名を2014（平成26）年までにグアムに移転するとされた。沖縄からグアムへの在沖米海兵隊員等の移転は、普天間飛行場代替施設の完成に向けた具体的な進展、グアムにおける所要の施設及びインフラ整備のための日本の資金的貢献、にかかっているとされた。このため、移転費用と沖縄に関連する再編案とは相互に結びついたものと理解され、負担割合をめぐる日米間の協議が注目されたが、認識の隔たりから調整は難航し、06（平成18）年4月の日米防衛首脳会談における協議を経てようやく合意に至った。

第165回国会では、在沖米海兵隊のグアムへの移転人数をめくり、日米間で合意された8,000人よりも大幅に少なく記載された米軍関係資料の存在が指摘されたが、これに対し、久間防衛庁長官は、「アメリカとの約束どおり8,000人が減ることになる。抑止力はグアムに置き維持できる中で、8,000人減るのは、沖縄にとって戦後ずっと動かなかったもの

が大幅に動くいいチャンスだと思う」と述べ、在沖米海兵隊の兵力削減とグアムへの移転の意義を強調した¹⁵。また、在沖米海兵隊員等のグアムへの移転に伴う日本側の経費負担について、安倍首相は、「現在、再編案の詳細な計画等について日米間で検討しているところであり、具体的に申し上げる段階ではない。今後、所要の経費を精査していくことになるが、厳しい財政事情を踏まえ、政府部内で鋭意検討を進めていく」との考えを示した¹⁶。

2. 沖縄振興をめぐる最近の動向と国会論議

2002（平成 14）年 4 月、新たな沖縄の振興に向けた取組の出発点として、自立型経済の構築を目指し、沖縄の特性を活かした産業の振興、沖縄の長期的発展の基盤ともなるべき人材の育成等に重点を置いた沖縄振興特別措置法が施行された。同法に基づき、沖縄振興の向かうべき方向と基本政策を明らかにした沖縄振興計画（計画期間 10 年間）が策定され、現在、この計画に沿って各種の振興施策が講じられている。06（平成 18）年は、沖縄振興計画の策定から折り返しの 5 年目に当たるため、沖縄振興審議会総合部会専門委員会において、「沖縄振興計画の後期展望」の検討が進められ、年度末までの決定が目指されている。

第 165 回国会では、沖縄の産業振興について、高市担当相は、「リーディング産業である観光業について、通年型、滞在型の良質な観光・リゾート地の形成等を図り、また、情報通信産業については、自立型経済の構築への重要な柱の一つとして、沖縄をアジアにおける最先端の情報通信産業集積地とすることを目指す。このため、高度な人材の育成やコンテンツ制作などのより付加価値の高い分野の振興を図っていく」との考えを示した¹⁷。また、これまで 8 兆円を超える沖縄振興開発費を投じてきたにもかかわらず、全国最下位の県民所得など、なお厳しい実態にある県民生活を向上させていくためどのような改善策に取り組むか問われたのに対し、平沢内閣府副大臣は、「観光産業の育成、情報通信関連産業の振興、亜熱帯の地域特性を生かした農林水産業あるいは健康食品産業などの分野における新規起業、活性化にも取り組んでいかなければならない。ほかの地域と違う沖縄の特性を生かしたところを伸ばし、それを沖縄の県民生活の向上、発展につなげていかなければならない」旨述べた¹⁸。また、離島振興について、高市担当相は、「沖縄の離島の自然や伝統文化は大変魅力的である一方、その生活環境は厳しいものがあるのも事実である。住民の方々の安全、安心な生活の実現に向け、医療を始め島の基礎的な生活条件整備を進めるとともに、それぞれの魅力を生かして離島の活性化を図っていく」との考えを示した¹⁹。さらに、沖縄科学技術大学院大学設立構想について、高市担当相は、「世界最高水準の大学院大学の設立を目指し、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構において、ノーベル賞受賞者のシドニー・ブレナー理事長の強力なリーダーシップの下、構想の着実な実現に向けた準備を進めていく」との認識を示した²⁰。

なお、沖縄県産の泡盛、ビールなどの酒類については、これまで沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律に基づき本土よりも軽減した税率が適用され、本土復帰後 6 回にわたり

延長されてきたが、本年5月15日に期限切れを迎えるため、沖縄県などが延長措置を要請してきた。こうした経緯から、内閣府による平成19年度沖縄振興関係税制改正要望（案）において「沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置の特段の配慮」が明記され、平成19年度税制改正大綱でその決定がなされた。これにより、本土より低い軽減税率を5年間延長する方向となった²¹。

3. 北方領土問題をめぐる最近の動向と国会論議

(1) 領土問題の解決と平和条約締結交渉

北方領土問題をめぐっては、2001（平成13）年3月の森首相（当時）とプーチン・ロシア大統領による「イルクーツク声明」において、1956（昭和31）年の日ソ共同宣言²²が交渉プロセスの出発点を設定した基本的な法的文書であることが確認され、その上で、93（平成5）年の東京宣言に基づき、北方四島の帰属の問題を解決することにより、平和条約を締結すべきとされた。こうした経緯から、プーチン・ロシア大統領は、日ソ共同宣言の有効性を一貫して主張し続けている。また、ロシア政府は、06（平成18）年8月にエネルギー情勢など好調な国内経済を背景として千島列島経済社会発展計画²³を閣議決定し、北方四島支援を通じた四島の主権の明確化に積極的に関与する姿勢を示し始めている。

一方、我が国は、交渉対象として北方四島の島名を列挙して、領土問題をその帰属に関する問題であると位置付けた上で、領土問題を(イ)歴史的・法的事実に立脚し、(ロ)両国間で合意の上作成された諸文書及び(ハ)法と正義の原則を基礎として解決することにより平和条約を締結すると明記した93（平成5）年の「東京宣言」を重視する立場で、日ロ双方の主張は平行線をたどっている。

第165回国会では、日ロ関係と北方領土問題への対応について、安倍首相は、「ロシアは大事な隣国であり、日ロ関係の発展が両国に恩恵をもたらす潜在的な可能性は大きい」との認識を示した上で²⁴、「日ロ両国間で幅広い分野における関係を更に前進をさせ、信頼関係に基づくパートナーシップの構築に向けて努力していく。そのためにも、最大の懸案である北方領土問題の解決に向け、粘り強く取り組んでいく」との決意を強調した²⁵。また、高市担当相は、「北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するという我が国の一貫した基本方針の下、全国的な返還要求運動を着実に推進していく。また、広報啓発活動を積極的に展開し、とりわけ次代を担う青少年及び元島民の後継世代への啓発を重点的に進めていく。さらに、元島民に対する援護措置や北方四島との交流等の着実な実施にも努めていく」との考えを示した²⁶。また、麻生外相は、「日ロ間では、従来より、北方領土問題に関して、これまでの諸合意及び諸文書に基づき、両国がともに受け入れられる解決を見いだす努力を行うことで一致している。政府としては、両国の一致した認識を踏まえ、引き続き粘り強く交渉をしていく」との認識を示す一方で²⁷、「択捉島の25%を残し3島につけると、ちょうど50、50の比率になる」旨発言し²⁸、更に「現実問題を踏まえた上で交渉に当たらねばならない」、「政治決着以外に方法はない。何らかの形で解決する方法の時期としてはいい時期に来ている」旨述べ、領土問題決着に意欲を示した。

なお、昨年 11 月のアジア太平洋経済協力（APEC）首脳会議に際して行われた安倍首相とプーチン・ロシア大統領との首脳会談の概要について、浅野外務副大臣は、「双方が日ロ行動計画を基礎として共通の戦略的利益に基づくパートナーシップを構築していくために幅広い分野で協力を進めていくことを確認している」と説明した²⁹。

（2）第三十一吉進丸の銃撃・だ捕事件

2006（平成 18）年 8 月、根室湾中部漁業協同組合所属のカニかご漁船「第三十一吉進丸」（坂下登船長外乗組員 3 名）が貝殻島付近海域にて、ロシア連邦保安庁サハリン沿岸国境警備局の警備艇に銃撃・だ捕される事件が起きた。その際、ロシア側の銃撃により乗組員 1 名が死亡した。銃撃による死亡者の発生は 1956（昭和 31）年以来、50 年ぶりのことであった。事件の重大性から政府においては、情報収集等を行うとともに、外交ルートを通じて、ロシア側への抗議と遺体の即時引渡し、乗組員の解放と船体の引渡しの申入れ等を行った。その結果、遺体の引渡しと、船長以外 2 名の乗組員の解放は、同月中に実現した。船長については、領海侵犯と密漁の罪が問われ、ロシア側の裁判手続により、約 50 万ルーブル（220 万円）の罰金刑が確定するとともに、船体の没収もなされた。拘束から約 1 か月半後の 10 月 3 日に船長は解放されたが、外交ルートを通じて要請している船体の引渡しについては、今なお実現していない状況にある。

第 165 回国会では、今回の銃撃・だ捕事件について、麻生外相は、「邦人保護の観点においては、一人の死者を除き残り三人が帰国した形になっており、あとは船体を返してもらいたいとラブロフ外務大臣に話をしている」旨述べるとともに、船体については、「返ってくる見込みは立っていない」との見通しを示した³⁰。また、高市担当相は、「この事件は、北方四島が我が国固有の領土であることにかんがみれば到底容認できるものではなく、今後こうした悲しい事件が起きることのないよう、北方領土問題は一日も早く解決されなければならない」との認識を示した³¹。また、事件の再発防止について、浅野外務副大臣は、「ロシア側に対し、日本漁船に対する銃撃・だ捕が繰り返されないよう自重と抑制を求め、国境警備局を含めて現場に十分な指示が行き渡るように繰り返し強調する。APECでの首脳会談、外相会談でも、在外公館とロシア国境警備局との間で定期的な協議を行うことに加え、海上保安庁と国境警備局との間でも連携協力を一層強化していくとの合意がある」旨述べた³²。また、北方四島周辺海域における日ロ共同の資源調査・管理について、浅野外務副大臣は、「北方四島周辺水域操業枠組み協定の政府間協議を行い、日ロ双方が、協力を互恵的な形で発展させていくことを確認した。この協議を受け、日本側からは、将来的に協力関係を拡充していくことを柔軟に考えるよう求めている。今後、地元の漁業者や関係省庁など、国内関係者の関心や要望を踏まえながら、生物資源の保全、合理的な利用についてロードマップを作って進めていくことが大事である」旨述べた³³。

（3）北方地域旧漁業権者等に対する特措法一部改正案

「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案」（衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員長提出）が、2006（平成 18）年 12 月 15 日の参

議院本会議で可決、成立した³⁴。

これまで、独立行政法人北方領土問題対策協会は、「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律」に基づいて、北方地域旧漁業権者等の置かれている特殊な地位等にかんがみ、漁業その他の事業及びその生活に必要な資金を低利で融通し、その事業及び生活の安定を図る措置を講じてきている。現在、同法による低利融資の対象者は、元居住者、旧漁業権者、旧漁業権者からの死後承継者、生前承継者（から の者から資格を承継された者（子又は孫のうち1人に限る））とされる。

今回の改正案は、北方地域旧漁業権者等の範囲を拡大し、これらの者の営む漁業その他の事業又はその生活に必要な資金を貸し付けることができることとするものであり、昭和20年8月15日まで引き続き6月以上北方地域に生活の本拠を有していた者の子であって、同日以前6月未満の期間内に北方地域で出生し、かつ、引き続き同日まで北方地域にいた者、及び同日後に北方地域で出生した者を、新たに元居住者に加える、生前承継制度を補完するための死後承継制度を創設し、元居住者又は旧漁業権者の死後承継者が生前承継することなく死亡した場合、生前中にその主たる生計を維持していた子又は孫のうち一人に限り承継を可能にすることを内容としている。

委員会においては、提出者から趣旨説明を聴取した後、質疑が行われ、改正案の提出経緯とその改正目的について、同委員長から、「昭和36年に北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律を制定し、具体的な融資制度を設けて支援をしてきたが、一部の方々は北方四島で生まれたにもかかわらず6月以上そこに生活をしていないということで融資資格を受けられなかった点が問題として残っていた。一方、生前承継することなく元居住者の方も随分と亡くなっており、その子や孫が元居住者等と主たる生計を維持していたにもかかわらず、この融資制度を認められない不公正な状況が続いていたため、法改正が必要という声が起こった。改正により不均衡を是正し、これまで60年にわたって融資制度の恩恵を受けられなかった方々に対して法律の適用されている方と同等の措置を講じようというのが法案の趣旨である」旨の説明がなされた³⁵。また、新たな元居住者への融資対象資格の審査について、内閣府から、「今回の改正に伴い新たな元居住者となる方を認定するための要件は、元居住者の子であること、また北方地域で出生したことと、さらに8月15日以前6月未満の期間内に生まれた者については引き続き8月15日まで北方地域にいたことである。これらの要件については、社団法人千島歯舞諸島居住者連盟の北方地域元居住者台帳並びに戸籍により確認が可能と考えている。融資対象資格の審査については独立行政法人北方領土問題対策協会において行われることになるが、これまでと同様、適正な審査が行われるものと考えている」旨の説明がなされた³⁶。

4. 今後の課題

在沖米軍の再編については、基地負担を受け入れる自治体に対する地域振興策としての新たな交付金や在沖米海兵隊員等のグアムへの移転の経費として、来年度予算原案では総額72億円が計上された³⁷。今後、詳細な見積りや支出方法等が焦点になると思われるが、

次期通常国会ではこれらに関連する 10 年間の時限立法の法案が提出されるといった報道もあることから³⁸、その行方に注視していく必要がある。普天間飛行場の移設・返還については、現在、日米間による建設計画（マスタープラン）の策定や代替施設建設に伴う環境影響評価（アセスメント）の方法書作成の準備作業などが進められているとされる。今後、仲井眞新知事が、この課題について普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会等においてどのような姿勢を示すか、また政府との間で妥協点を見いだしていくことができるか推移を見ていく必要がある。

沖縄振興については、現在、沖縄振興開発審議会総合部会専門委員会において、「沖縄振興計画の後期展望」が検討されている。こうした議論を踏まえた上で、自立型経済の構築に向け、国側の適切な政策的支援と、新知事の下で経済の活性化に力を入れる沖縄側の自助努力の相互連携がいかに有効に行われ得るかがカギになろう。

北方領土問題については、帰属の問題を解決し、平和条約を締結して日口間の完全な正常化を達成させるため、交渉を継続することと並行して、第三十一吉進丸の銃撃・だ捕のような事件を二度と起こさないよう、日口間による再発防止協議を行うとともに、水産資源の共同の調査・管理の実施などを含め四島周辺の安全操業の確保に向けた日口双方の努力が重要になろう。

これらの課題に対する、政府及び関係各所の今後の取組が注目される。

-
- 1 1996(平成8)年12月にまとめられたSACO最終報告は、土地の返還（普天間飛行場、北部訓練場、安波訓練場等11施設・区域）、訓練及び運用の方法の調整、騒音軽減イニシアティブの実施、日米地位協定の運用の改善といった項目から成る。なお、今回の「再編実施のための日米ロードマップ」(最終取りまとめ)により、SACO最終報告による移設・返還計画は、再評価が必要となる可能性がでてきている。
 - 2 「再編実施のための日米ロードマップ」(最終取りまとめ)では、普天間飛行場の移設・返還、在沖米海兵隊員とその家族のグアムへの移転後、嘉手納飛行場以南の6施設について全面的又は部分的な返還が行われるとされている。6施設は、キャンプ桑江：全面返還、キャンプ瑞慶覧：部分返還及び残りの施設とインフラの可能な限りの統合、普天間飛行場：全面返還、牧港補給地区：全面返還、那覇港湾施設：全面返還、陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム：全面返還、とされている。
 - 3 第165回国会参議院外交防衛委員会会議録第2号20頁(平18.10.24)
 - 4 第165回国会衆議院外務委員会会議録第1号22頁(平18.10.18)
 - 5 「再編実施のための日米ロードマップ」(いわゆる最終報告)では、普天間飛行場代替施設について、「辺野古岬とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ形で設置し、V字型に配置される2本の滑走路はそれぞれ1,600メートルの長さを有し、2つの100メートルのオーバーランを有する。各滑走路の在る部分の施設の長さは、護岸を除いて1,800メートルとなる」とされている。
 - 6 「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」(平成18年5月30日閣議決定)
< <http://www.jda.go.jp/j/news/2006/05/30.html> >
 - 7 『琉球新報』夕刊(平18.11.29)
 - 8 第165回国会参議院本会議録第5号29頁(平18.10.4)
 - 9 第165回国会参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会会議第2号1頁(平18.11.1)

- 10 第 165 回国会衆議院安全保障委員会議録第 5 号 28 頁 (平 18.11.7)
- 11 『沖縄タイムス』(平 18.12.5)
- 12 『琉球新報』(平 18.10.22)
- 13 内閣府「高市内閣府特命担当大臣記者会見要旨」(平成 18 年 10 月 24 日) < <http://www.cao.go.jp/kaiken/0609takaichi/2006/1024kaiken.html> >
- 14 『沖縄タイムス』(平 18.11.25)、『読売新聞』(平 18.11.30) 及び『日本経済新聞』(平 18.12.21)
- 15 第 165 回国会衆議院安全保障委員会議録第 1 号 21 ~ 22 頁 (平 18.10.17)
- 16 第 165 回国会参議院本会議録第 4 号 7 頁 (平 18.10.3)
- 17 第 165 回国会参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会会議録第 2 号 1 頁 (平 18.11.1)
- 18 第 165 回国会参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会会議録第 3 号 9 頁 (平 18.12.13)
- 19 第 165 回国会参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会会議録第 2 号 1 頁 (平 18.11.1)
- 20 第 165 回国会参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会会議録第 2 号 1 頁 (平 18.11.1)
- 21 『琉球新報』(平 18.12.15)
- 22 1956 (昭和 31) 年に日ソ間で締結された条約。これにより、戦争状態を終了させ、外交関係を再開した。日ソ共同宣言では、両国は、正常な外交関係が回復された後、平和条約の交渉を継続することとなっており、またソ連は、平和条約の締結後に歯舞群島及び色丹島を我が国に引き渡すこととなっている。
- 23 北方四島を含めた地域開発計画。2007 年 ~ 15 年の期間に 176 億ルーブル(約 765 億円)をかけて整備するとされる。
- 24 第 165 回国会参議院本会議録第 3 号 4 頁 (平 18.9.29)
- 25 第 165 回国会参議院本会議録第 5 号 17 頁 (平 18.10.4)
- 26 第 165 回国会参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会会議録第 2 号 2 頁 (平 18.11.1)
- 27 第 165 回国会参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会会議録第 2 号 2 頁 (平 18.11.1)
- 28 第 165 回国会衆議院外務委員会 (平 18.12.13) での前原委員に対する発言。同会議録第 7 号 11 頁参照。
- 29 第 165 回国会参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会会議録第 3 号 3 頁 (平 18.12.13)
- 30 第 165 回国会衆議院国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会議録第 3 号 22 頁 (平 18.10.16)
- 31 第 165 回国会参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会会議録第 2 号 1 ~ 2 頁 (平 18.11.1)
- 32 第 165 回国会参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会会議録第 3 号 4 頁 (平 18.12.13)
- 33 第 165 回国会参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会会議録第 3 号 8 頁 (平 18.12.13)
- 34 同法案は、参議院本会議に先立つ参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会 (平 18.12.13) において、全会一致で可決され、その際、6 項目からなる附帯決議が付されている。
- 35 第 165 回国会参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会会議録第 3 号 2 頁 (平 18.12.13)
- 36 第 165 回国会参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会会議録第 3 号 2 頁 (平 18.12.13)
- 37 『日本経済新聞』(平 18.12.21)
- 38 『毎日新聞』(平 18.12.21)